

生活保護の申請について



生活保護は、最低限度の生活を保障し、
自立を手助けする制度です

様々な理由で、どんなに頑張っても、生活が成り立たなくなってしまうことがあります。
生活支援課では、生活に困窮されている方の相談や支援を行っています。一日でも早く
問題が解決できるように、お気軽にご相談ください。

生活保護の申請は国民の権利です。

一人で悩まずに、まずはご相談ください。

病気やケガ
で働けない

給料が少なく
生活できない

年金や手当だけ
では暮らせない

仕事が見つ
からない

親の介護で
働けない

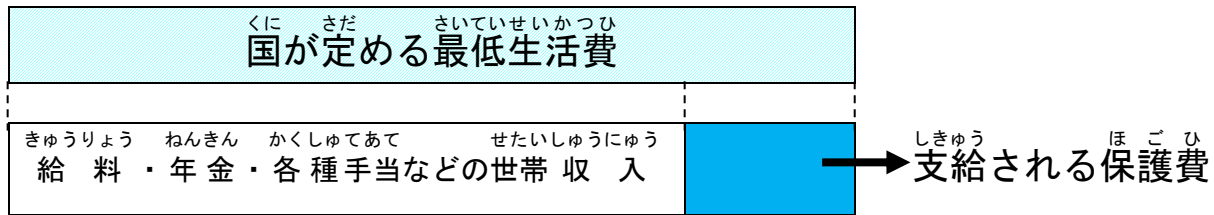
アパートを追い出され
て住むところがない

■ どういったときに生活保護を利用できるの？

生活保護は、資産、能力等を活用しても生活にお困りの方に対して、健康で文化的な最低
限度の生活を保障するための必要な支援を行います。

生活保護は、世帯(同じ家に生活する人々)を単位として適用されます。生活保護は、国で定
める最低生活費と、世帯全体の収入(働いて得たお金・年金・各種手当・仕送りなど)を
合計した額とを比べ、最低生活費を下回るときに対象となります。

したずのように、さいていせいかつひたい、せたいしゅうにゅうふそくばあい、そのたりないぶぶんが「ほごひ」としてしきゅうされます。



■ 生活保護の利用までの流れ

1 相談

・お困りの内容をお気軽にご相談ください。お電話でもかまいません。

2 申請

・保護の申請を希望される方は、原則、申請書類をご提出ください。
(病気などで手続きに来られない場合は、福祉事務所へご連絡ください。)

3 調査

・訪問調査、資産調査などを行います。
・何らかの支援が可能と思われる扶養義務者がおられる場合は聞き取りを行います。

4 決定

・申請から、原則14日以内（最長で30日以内）に、生活保護が利用できるかどうかを決定し通知します。

■ 生活保護の受給開始後

生活保護の開始後は、生活の状況を把握し必要な支援につなげるため、ケースワーカーが定期的に訪問し、生活に関する課題の解決に向けて必要な指導や支援を行います。

☆詳しくは、生活支援課にご相談ください。

こうかしふくしじむしょ けんこうふくしぶせいかつしえんか
甲賀市福祉事務所 (健康福祉部生活支援課)

〒528-8502

こうかしみなくちちようみなくち ばんち
甲賀市水口町水口6053番地

こうかшыくしよ かい
(甲賀市役所 1階)

☎ 0748 (69) 2158 / 0748 (69) 2160

FAX 0748 (63) 4085

れいわ ねん がつさくせい
(令和4年9月作成)